

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社望月建設	代表者氏名	望月 明
主たる営業所の所在地	沼津市下香貫八重 124-22		
許可番号	静岡県知事許可 (般-23) 第 034297 号	許可を受けている 建設業の種類	土木、とび・土工、管、 ほ装

2 処分に関する事項

処分年月日	平成 27 年 3 月 30 日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
<p>処分の内容</p> <p>建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令</p> <p>1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部</p> <p>2 期間 平成 27 年 4 月 14 日から平成 27 年 4 月 16 日までの 3 日間</p>			
処分の原因となった事実		廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	
<p>株式会社望月建設の元役員は、沼津簡易裁判所において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金刑の略式命令を受け、平成 24 年 1 月 5 日に当該命令が確定している。</p> <p>このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。</p>			
その他参考となる事項			